

【別紙】

(定款変更案1)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8章 計 算</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 47 条</p> <p>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、<u>株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p>	<p>第8章 計 算</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 47 条</p> <p>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、<u>取締役会の決議により定めることができる。</u></p>

(定款変更案2)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案																																																				
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>51,300,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて <u>900,000,000</u> 株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて <u>900,000,000</u> 株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて <u>1,500,000,000</u> 株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>48,000,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第一回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第二回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第三回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第四回第十四種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第一回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第二回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第三回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第四回第十五種の優先株式</td> <td><u>900,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第一回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第二回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第三回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第四回第十六種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000</u> 株</td> </tr> </table>	普通株式	<u>48,000,000,000</u> 株	第一回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第二回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第三回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第四回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第一回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第二回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第三回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第四回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株	第一回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株	第二回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株	第三回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株	第四回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>5,130,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて <u>90,000,000</u> 株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて <u>90,000,000</u> 株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて <u>150,000,000</u> 株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>4,800,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第一回第十四種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第二回第十四種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第三回第十四種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第四回第十四種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第一回第十五種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第二回第十五種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第三回第十五種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第四回第十五種の優先株式</td> <td><u>90,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第一回第十六種の優先株式</td> <td><u>150,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第二回第十六種の優先株式</td> <td><u>150,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第三回第十六種の優先株式</td> <td><u>150,000,000</u> 株</td> </tr> <tr> <td>第四回第十六種の優先株式</td> <td><u>150,000,000</u> 株</td> </tr> </table>	普通株式	<u>4,800,000,000</u> 株	第一回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第二回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第三回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第四回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第一回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第二回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第三回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第四回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株	第一回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株	第二回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株	第三回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株	第四回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株
普通株式	<u>48,000,000,000</u> 株																																																				
第一回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第二回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第三回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第四回第十四種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第一回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第二回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第三回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第四回第十五種の優先株式	<u>900,000,000</u> 株																																																				
第一回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株																																																				
第二回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株																																																				
第三回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株																																																				
第四回第十六種の優先株式	<u>1,500,000,000</u> 株																																																				
普通株式	<u>4,800,000,000</u> 株																																																				
第一回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第二回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第三回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第四回第十四種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第一回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第二回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第三回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第四回第十五種の優先株式	<u>90,000,000</u> 株																																																				
第一回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株																																																				
第二回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株																																																				
第三回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株																																																				
第四回第十六種の優先株式	<u>150,000,000</u> 株																																																				

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 13 条</p> <p>当社は、第 48 条に定める剰余金の配当(ただし、同条に定める中間配当を除く。)については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年 <u>100</u>円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年 <u>100</u>円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年 <u>100</u>円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 13 条</p> <p>当社は、第 48 条に定める剰余金の配当(ただし、同条に定める中間配当を除く。)については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第 14 条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年 <u>1,000</u>円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年 <u>1,000</u>円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年 <u>1,000</u>円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 15 条</p> <p>当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき <u>1,000</u>円</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第 15 条</p> <p>当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき <u>10,000</u>円</p> <p>② (現行のとおり)</p>

(定款変更案3)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="391 331 598 362">第4章 株主総会</p> <p data-bbox="188 376 454 407">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="177 421 279 452">第 23 条</p> <p data-bbox="177 465 805 542">株主総会は、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="177 555 805 676">② 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、<u>または議長</u>となる。</p>	<p data-bbox="1045 331 1252 362">第4章 株主総会</p> <p data-bbox="837 376 1109 407">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="826 421 928 452">第 23 条</p> <p data-bbox="826 465 1455 542">株主総会は、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="826 555 1455 721">② 執行役社長を兼務する取締役に事故があるとき<u>または欠けたときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、<u>他の取締役または執行役が議長</u>となる。</p>

以 上